

車庫部会員の皆様へ（委任状取扱いに対するお知らせ）

行政書士が代理権を行使し車庫証明作成・申請代理をする際の委任状の取扱いの件について、千葉県警察本部交通規制課より苦情の申し入れがございました。

千葉県行政書士車庫部会の見解と致しまして、下記のとおりになりますので、会員の皆様方においても対応のほどよろしく願いいたします。

記

平成28年6月28日 千葉北警察署において、コピーの委任状にて申請を行った件につき、千葉県警察本部交通規制課より千葉県行政書士会運輸交通業務部長宛に苦情の申し入れがあった。

千葉県警察本部交通規制課 苦情申し入れ内容

- ①コピーの委任状(FAX受信をコピーしたもの)にて申請を行った。
- ②警察署窓口の原本要求に対して、県警本部と千葉県行政書士会の協議で、コピー可と決まっていると執拗に主張された。

千葉県行政書士会運輸交通業務部長による千葉県警察本部交通規制課への確認内容

- ①代理権限の根幹を証するものなので、当然原本提出が必要。
- ②千葉県の他の業務事例においても、原本提出・提示が基本である。
- ③千葉県の裁量権の範囲である。

千葉県行政書士車庫部会としての見解及び対応

代理権資格を維持し、委任状による代理申請実績を積み重ね、業務拡大の機会を確保すべく、代理申請にて申請する場合には全件、委任状の原本提出対応していただきますよう、お願いいたします。

以上